## 大月市土地開発公社経営検討委員会設置要領

(設置)

第1条 大月市土地開発公社(以下「公社」という。)の抜本的な経営改革策の検討を 行うため、大月市土地開発公社経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置す る。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。
  - (1) 公社の経営状況等の分析及び評価に関すること。
  - (2) 公社の債務及び保有土地の処理に関すること。
  - (3) 公社の経営改革のための方策に関すること。
  - (4) 前3号に付随して必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者及び経営や債務処理に関する専門的知識を有するもののうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。

但し、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互 選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。 (関係者の出席等)
- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見若しくは説明 を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。